

節税で、今日からおトク。 確かな備えで、未来もナットク。

小規模企業 共済制度の ご案内

規模は小さくても、ひたむきに頑張る経営者の方を応援したい。
そんな思いから生まれた、小規模企業共済制度。
掛金が全額所得控除になる今のおトクと、
積み立てによる未来のナットクがひとつになった、
従業員20名以下(※)の企業経営者のための制度です。

※宿泊業・娯楽業を除くサービス業、商業の場合は、常時使用する従業員は5名以下

POINT
1

掛金は月1,000円～70,000円の
範囲内で自由に設定可能。
加入後も、いつでも変更できます。

POINT
4

共済金を分割で受取ると
「公的年金等の雑所得扱い」になり、
公的年金と同じ扱いになります。

POINT
2

共済金は、退職・廃業時等に
受取り可能。
満期や満額はありません。

POINT
5

共済金の受給権は差し押え禁止。
将来の安心をしっかりと守ることが
できます。

POINT
3

共済金を一括で受取ると
「退職所得扱い」になり、掛けた
年数に応じて控除額が増えます。

POINT
6

納付した掛金の範囲内で
事業資金等の貸付けも可能。
もしもの時のサポートにもなります。

舞鶴市の 創業支援事業計画が 認定されました

これは、産業競争力強化法において、市区町村が民間の創業支援事業者と連携し、ワンストップ相談窓口の設置、創業セミナーの開催等の創業支援を実施する「創業支援事業計画(最長5年間)」について、国が認定するものです。

5月20日に、舞鶴市の申請した「創業支援事業計画」が国の認定を受けました。

これにより、上記計画に基づく支援を受けた創業者は、登録免許税の軽減措置、信用保証枠の拡大等の支援策を活用することができます。

創業・第二創業に 関する相談は、 舞鶴商工会議所まで

舞鶴市が認定を受けた「創業支援事業計画」において、当所は、特定創業支援事業者に位置付けられています。

当所がおこなう個別の創業支援や創業塾の受講者は、一定の要件を満たした場合、創業関連保証枠の拡大などのメリットを受けることができます。

また、当所では創業・第二創業に関わらず、事業計画書の作成支援を随時おこなっています。